

## 畑の家 利用規約（会員向け）

本規約は、特定非営利活動法人くにたち農園の会(以下「当法人」)の運営するレンタル平屋「畑の家」において利用者である畑の家会員（以下「会員」）と当法人との間に適用される利用規約を定めたものである。会員は、本規約を遵守するものとする。

### 第1条(利用スペース)

当法人が運営、管理する国立市谷保 5069 に所在する木造平屋とその庭を、レンタル平屋「畑の家」と定める。

隣接する木造プレハブ倉庫やコミュニティ菜園「みんな畑」は、利用スペースに含めない。ただし、事業内容によっては、例外を認める場合もある。

### 第2条（会員）

1. 畑の家の利用希望者は、当法人が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員申し込みを行うものとする。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員申し込みに対し、当法人が承諾したものである。なお、当法人は当法人の判断によって申し込み者に対し、審査を行い、会員登録を認めない場合もある。
3. 会員は、畑の家において、各種ワークショップやサロン、塾、セミナー、料理教室、ものづくり活動など様々な形で利用できる。ただし、公序良俗に反しないものとする。
4. 会員は、本規約ならびに 当法人の定める利用ルールを遵守すること。
5. 会員は、第3条に定める費用を支払い、指定のロッカーを利用できる。
6. 会員は、畑の家に常設されている道具を利用できるものとする。
7. 会員には、畑の家の鍵のある場所・暗証番号を共有する。ただし、暗証番号は随時変更するものとする。
8. 会員は、畑の家利用後は、必ず荷物・ゴミは撤去持参し、現状復帰をして退出しなければなりません。利用スペースを原状復帰できないほどに汚した場合は、違約金として金 30000 円（税込）を支払うものとする。
9. 会員は、畑の家利用後は、空調・照明を切り、部屋の施錠を行うものとする。
10. 会員は、利用予約をした時間内に退出しなければならない。予約時間を過ぎてしまう場合は、必ず管理者に対して連絡を入れ、予約修正をするものとする。また、無断で予約時間を超過して利用している場合は、規約違反として金 30000 円（税込）を支払うものとする。
11. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできない。

### 第3条（利用料金）※全て税込

1. 入会金：3000円

※入会時に、入会手数料としていただく。

2. 年会費：12000円

※初年度は、入会金とともに、支払うこととする。

※年会費の更新は、翌年の入会月前月末までに行うものとする。

3. 利用料金：500円/30分

※1時間から利用可能。

※1日5時間以上利用の場合、5000円/日とする。

4. 押入利用料金：1000/月（税込）

押入れ内に定められたロッカーを利用できる。

### 第4条（料金の支払いに関して）

会員は、利用予約時に次のいずれかの方法で、利用料金を支払うものとする。

- (1) クレジットカード決済
- (2) 当会指定口座への銀行振込
- (3) その他、当会が定める方法

### 第5条（利用可能時間）

畑の家の利用時間は、平日祝祭日を問わず、午前8時～午後8時の間とする。

年末年始の休業期間に関しては、毎年会員向けに1ヵ月前に通知する。

また、今後の運用状況により、利用可能時間が変動する場合もある。また、工事等により利用できない場合に関しては、管理者より事前通知をする。

### 第6条（利用制限及び利用の一時的な中断）

下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合がある。この場合、会員に発生した損害に対し当法人は一切の責任を負わない。

- (1)設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合
- (2)火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合
- (3)天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合
- (4)その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

### 第7条（更新・退会）

年会員の更新は、毎年入会月の前月末までに年会費の振り込みいただき、振込をもって

更新とする。振込がない場合は、退会処理を行うものとする。

また、退会については、1 ヶ月前に事前通知をすること。年会費等の利用料金の返金は受け付けない。

#### 第 8 条（会員情報の更新）

会員情報に変更のある場合は、速やかに当法人に連絡すること。

#### 第 9 条（飲食について）

飲食は可能。他の会員の迷惑にならない程度のもとし、臭気が強い飲み物・食べ物は禁止とする。また、食事の提供や販売は不可。なお、生ごみの持ち帰りは徹底すること。

#### 第 10 条（損害賠償）

会員は、その責に帰する事由により使用した机、椅子、その他設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに当法人管理者に届け出るものとする。この場合において、会員は、損害を賠償しなければならない。

#### 第 11 条（畑の家内での禁止事項）

畑の家内では下記の行為を禁止する。

- (1)衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の会員の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (2)危険物及び重量物の持ち込み
- (3)公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (4)宿泊、喫煙、火気使用 ※常設のコンロを除く。
- (5)許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること
- (6)会員権の譲渡もしくは、非会員の招き入れ
- (7)公序良俗に反する活動
- (8)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (9)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (10)その他、当法人が不適切と判断した行為

#### 第 12 条（利用をお断りする事業）

入会後であっても次に該当する事業を行っているとみなされる場合は退会処置を行う。その場合、既に支払われた年会費等利用料金の返金はできないものとする。

- (1)法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2)公序良俗に反すると当法人が判断した事業

- (3)性風俗関連の事業
- (4)暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5)政治結社及び宗教団体
- (6)マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- (7)その他、当法人が不相当と認めた事業

#### 第13条（利用制限と強制退会）

下記の事由に該当する行為を行った場合、当法人の判断で、以降のコワーキングスペースの利用をお断りすることがある。その場合、既に支払われた月額利用料は返金しない。

- (1)会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- (2)会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡した場合
- (3)会員が会員以外の者を招き入れ畑の家を利用させた場合
- (4)当法人や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当法人が判断した場合
- (5)本規約に反する行為があった場合
- (6)第12条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

#### 第14条（免責）

次の事項に関して会員に発生した損害について、当法人は一切の責任を負わない。

- (1)会員の貴重品を含む所持品についての盗難・破損
- (2)会員同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル
- (3)第6条による利用中断、利用中止
- (4)会員の利用時間内で発生した事故やトラブル

#### 第15条（本規約の変更）

本規約は当法人が必要に応じて変更することがある。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとする。

令和2年11月27日  
東京都国立市谷保5119  
特定非営利活動法人 くにたち農園の会